

2013年（平成25年）11月13日

## 集団的自衛権の行使容認に反対する会長声明

兵 庫 県 弁 護 士 会  
会 長 鈴 木 尉 久

1 政府は、従前より、自衛権を「国家に対する急迫不正の侵害があった場合に、その国家が実力をもってこれを防衛する権利」であると定義し、このような自衛権を我が国も保有しているところ、自衛権発動のためには我が国に対して急迫不正の侵害があったこと、これを排除するために他の適当な手段がないこと、必要最小限度の実力行使にとどまるべきことという自衛権発動の3要件を備える必要があると説明してきた。

また、政府は、集団的自衛権を「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」とした上で、独立国である以上、このような集団的自衛権を我が国も保有しているが、憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権の行使はその範囲を超えるもので、憲法上許されないとしてきた。

このような集団的自衛権に関する政府解釈は、政府が国会答弁において長い年月にわたって繰り返し表明してきたものであり、国民もそのような政府解釈については、定着したものと信頼してきた。

2 ところが、安倍晋三首相は、これまでの政府解釈を変更し、我が国に対する急迫不正の侵害（武力攻撃）が存在しない場合にも、集団的自衛権の行使に基づく武力の行使を容認しようとしている。

しかし、このような集団的自衛権の容認へ向けての政府解釈の変更は、憲法上、内容的にも手続的にも問題がある。

3 平和は、個人の尊重や人権保障の前提となるところから、憲法第9条は、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認という恒久平和主義を宣言しているが、この憲法第9条が、自衛権発動の3要件が具備されない状況下で、外国に対して武力攻撃がなされたということを理由とする武力行使を許容しているとはおよそ考えられない。憲法第9条の文言からは、集団的自衛権の行使を容認する解釈は成り立たない。

4 現行憲法第9条のもとでは、集団的自衛権の行使は容認されていない以上、どうしても集団的自衛権の行使が必要というのであれば、憲法改正手続によるほかない。上記のような集団的自衛権行使は憲法第9条に違反するとの政府解釈が50年余の長期にわたって安定的に維持されて、規範として機能し、自衛隊の組織・装備・活動等に大きな制約を及ぼし、海外における武力行使を差し控える根拠となってきたことを考えれば、なおさら憲法改正手続により集団的自衛権行使の容認の是非につき主権者たる国民の意思を問う必要がある。

ところが、安倍晋三首相は、平成25年8月8日、内閣法制局の山本庸幸長官を退任させ、その後任に、集団的自衛権行使を容認する考えを表明している元外務省国際法局長で駐仏大使の小松一郎氏を任命した。

また、安倍晋三首相は、首相、内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣のみによって中長期的な安全保障政策を検討する「国家安全保障会議（日本版N S C）」を創設すると共に、内閣官房に国家安全保障局及び内閣情報局を設置し、自衛隊及び警察等を中心として収集した情報を内閣官房に集中・集約させる関連法案を、今国会に提出した。

さらに、政府の保有する広範な情報のうち、政府に不利益な情報が恣意的に隠蔽され、都合の良い情報のみが公開されるおそれが多く、国民

の知る権利や取材の自由に重大な打撃を与える特定秘密保護法案を、今国会に提出した。

このように、正面から憲法改正手続をとることなく、内閣法制局による憲法解釈の変更を図り、あるいは法律によって憲法の基本原理の一つである恒久平和主義を変容させることは、憲法に違反する。

5 憲法前文及び憲法第9条に規定されている恒久平和主義、平和的生存権の保障は、憲法の基本原理であり、時々の政府や政権与党の判断や法律の制定によって、これを変更することは、国務大臣や国会議員の憲法尊重擁護義務（憲法第99条）に反し、憲法が最高法規であり、憲法に反する法律や政府の行為は無効であるとされていること（憲法第98条）に鑑み、許されない。

以上の次第であるから、当会は、政府解釈の変更や法律の制定のみで、集団的自衛権の行使を容認しようとする政府の行為に強く反対する。

以上